

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国違法、無報告、無規制（IUU）漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト

案件番号：19a00709

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月18日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年12月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国違法、無報告、無規制（IUU）漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2023年3月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第Ⅰ／Ⅱ期：2020年3月 ～ 2022年3月

第Ⅱ／Ⅱ期：2022年4月 ～ 2023年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障（親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。）されている法人であると判断されること。また、主要な本業務の業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。

(3) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。

- 1) 提出期限： 2019年12月27日（金）正午まで
- 2) 提出場所： 上記「4. 窓口」参照

- 3) 提出方法： 郵送又は持参
注) 郵送の場合は提出期限までに到着するものに限る。
- 4) 提出書類：
a) 競争参加資格確認申請書（別添：様式）
b) 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
c) 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
e) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約（名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。）関係図とします。
f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
g) 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
h) 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）
- 5) 追加資料提出の指示：
競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めています。
提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。
- 6) 確認結果の通知：
競争参加資格要件の確認結果は、2020年1月10日（金）までに、メールにて通知します。
- 7) 業務従事者にかかる資格確認：
業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記6)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記5)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めています。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年1月17日（金） 12時
(2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
(3) 回答方法：2020年1月22日（水）までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年1月31日（金） 12時
(2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
(3) 提出先・場所：上記4. 窓口
(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部
(5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - f) スマートタスキングシステムの開発にかかる再委託
 - g) データインフラの開発にかかる再委託
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 研修費（国内事業費）：4,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨=0.007780円
 - b) US\$ 1 =109.485000円
 - c) EUR 1 =120.522000円
- 5) その他留意事項
 - a) 本邦研修において、契約金額に含めることができる直接経費は、「**コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）**」の規定に基づきます。
 - b) 航空運賃については、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「**プロポーザル評価配点表**」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン**」の別添資料1「**プロポーザル評価の基準**」及び別添資料2「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点**」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／衛星データインフラ（3号）
 - b) 衛星データ分析（3号）
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 27 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌され

ます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年2月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護
- 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1 3 その他留意事項

- (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

- (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定め

られている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

3) 競争参加資格確認申請書（別添：様式）

(様式)

競争参加資格確認申請書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》¹
《代表者名》 印

〇〇〇〇年〇月〇日付で公示のありました「〇〇〇国《案件名》」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

【別添】

1. 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
2. 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
3. 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
4. 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
5. 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
6. 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
7. 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）

¹ 共同企業体を結成する場合には、共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：衛星データ活用に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
 - 2) 評価対象業務従事者の経歴
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - 業務主任者／衛星データインフラ
 - 衛星データ分析各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／衛星データインフラ）】
 - a) 類似業務経験の分野：衛星データ活用及びデータサーバ等システム関係に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他東南アジア地域
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験【業務従事者：担当分野 衛星データ分析】
 - a) 類似業務経験の分野：衛星データの処理・分析に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他東南アジア地域
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1

までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(3 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	1 4	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 2	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(6 0)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(6 0)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力： 業務主任者／衛星データインフラ</u>	(4 0)	()
ア) 類似業務の経験	1 6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	8	
オ) その他学位、資格等	6	
② <u>副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／〇〇計画</u>	(-)	()
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) 業務主任者等としての経験	-	
オ) その他学位、資格等	-	
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	-	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 衛星データ分析	(2 0)	
ア) 類似業務の経験	1 0	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： △△△△△	(-)	
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	-	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

(1) 当該国における水産セクター及び本事業の位置付け

インドネシア共和国は約17,500の島々からなる「世界最大の群島国家」であり、海洋面積320万平方キロメートル、東西5,100キロメートル、南北1,900キロメートル、排他的経済水域（EEZ）面積世界第3位と広大で、2015年の漁業・養殖業生産量合計2,200万トン是中国に次ぐ世界第2位である。それ故に、インドネシア海域で違法操業漁船は増加しており、その監視・取締りが緊急かつ重要で不可欠な任務となっている。ジョコウィ政権は海洋状況把握の改善を掲げ、海洋における法の支配、海洋水産資源を元にした持続的な経済発展等を重要戦略と位置付けた。また、同政権は、中期国家開発計画（2015-2019）における水産セクターにかかる優先開発戦略の一つとして、持続的な漁業管理（水産資源管理やIUU漁業撲滅のための監視体制及び組織間協力強化等）を位置付けた。海洋水産省（Kementerian Kelautan dan Perikanan。以下、「KKP」という。）は傘下の海洋研究観測機構（Institute for Marine Research and Observation。以下「IMRO」という。）が中心となり、違法漁船の取り締まりのための関連情報の収集に加え、海洋資源管理や沿岸環境管理を一元的に行うため、BARATA(Bali Radar Ground Receiving Station)²を運用している。現状、IMROでは、SAR（合成開口レーダー）衛星データと船舶モニタリングシステム（VMS）データを活用してIUU漁業が疑われる船舶検出を行っているが、既往の衛星データに加え、我が国のSAR衛星だいち2号（ALOS-2）を含む複数の衛星画像等の利用を最適化すること及び効率的に取得データを横断的に活用するためのデータインフラ整備を喫緊の課題として抱えている。本案件は、これら課題解消に取り組むものとして、当国政策に合致した優先度の高い案件として位置付けられる。

(2) 水産セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ

対インドネシアに対する宇宙分野での協力は、2016年から両国間で対話が開始された。2017年には我が国内閣府とインドネシア側との間の「宇宙協力に関するLoI(Letter of Intent)」及び「宇宙技術を用いた海洋協力に関するLoI」の署名に基づき宇宙システム海外展開タスクフォースにおけるインドネシア作業部会が設置され、さらに漁業資源管理、違法漁業対策、沿岸環境管理等の海洋水産分野を中心に、衛星データ・宇宙技術の活用及びそのための人材育成等に関する我が国の将来的な協力の可能性を検討すべくJICAによる調査が実施されてきた。

対インドネシア共和国国別開発協力量針（2017年9月）における重点分野では「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」が定められ、また、対インドネシア共和国JICA国別分析ペーパー（2018年6月）においても、インドネシアの国内格差の是正に向けた地方開発、また、食糧安全保障の観点から持続的な漁業のための違法漁業の取締り等の体制強化の重要性を分析しており、持続的な漁業管理のために海洋水産資源の監視能力を強化することを目指す本案件はこれら分析、方針に合致する。

また、JICAは、水産セクターに対する協力量針として、SDGsポジションペーパーのゴール14「持続可能な開発のための海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」の実現のための重点取り組みとして「違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策」を推進できる人材育成を掲げており、本事業との整合性は極めて高い。

² 当初、フランスの協力の下で開発されたInfrastructure Development of Space Oceanography（INDES0）を運用していたが、2017年に停止され、2018年9月からBARATAIに後継された。

更に本件は、IUU漁業対策であることから、自由で開かれたインド太平洋戦略の3本の柱のうち、法の支配及び平和と安定の確保の2本に合致するため、実施の意義は高い。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

違法、無報告、無規制（IUU）漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト

(2) 上位目標

効率的・持続的なIUU漁船の監視が行われる。

(3) プロジェクト目標

海洋水産省のIUU漁船監視のための多様な衛星データを利用する能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果1：データインフラが「オープンプラットフォーム」として認知・活用される。

成果2：IUU漁業を監視するためのスマートタスキングの方法が開発される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

1-1：データインフラの要件を定義する。

1-2：データインフラを設置、開発する。

1-3：データインフラの開発、運用の研修を実施する。

1-4：IMROによる持続可能な運営と開発を支援する。

1-5：クリアリングハウスのデータ管理とアプリケーションを含む成果1、2及び他の活動の間のデータ統合及びユーザーインターフェースを開発する。

1-6：KKPと航空宇宙研究所（Lembaga Penerbangan dan Antariksa Nasional。以下「LAPAN」という。）間の衛星データインターフェースを開発する。

1-7：データインフラの開発と運営のためのマニュアルを作成する。

【成果2に係る活動】

2-1：インドネシアの水域におけるVMS、IUU漁業の記録、Open&Free data等必要なデータを収集する。

2-2：スマートタスキングのプロトタイプを作成する。

2-3：多様な衛星を用いた衛星データ調達の計画作成のため、スマートタスキングを実施する。

2-4：IUU漁業監視のための研修教材を準備する。

2-5：漁業監視のためのSAR画像の取扱いを最適化するための研修を実施する。

2-6：スマートタスキングのための研修マニュアルを作成する。

(6) 対象地域

バリ島

(7) 関係官庁・機関

海洋水産省海洋・水産研究・人材庁海洋研究センター及びIMRO

3. 業務の目的

「違法、無報告、無規制（IUU）漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達

成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2019年11月19日にインドネシア国海洋・水産研究・人材庁海洋研究センターと締結したR/Dに基づいて実施されるプロジェクトにおいて「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト運営体制

本プロジェクトの実施機関は海洋水産省海洋・水産研究・人材庁海洋研究センターとなるが、現在、IUU漁船監視における衛星画像からの船舶の識別は、同センターから予算配分、監督を受けつつ、IMROが行っているため、本プロジェクトが技術協力を行う対象は、IMROの職員であることに留意する。

本プロジェクトには、プロジェクト開始後、速やかに合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下JCC）が設けられる。このJCCにおいてワークプランの承認や見直し、円滑な実施調整を行うこと。また、衛星におけるIUU漁業の監視では、IMRO自身が取締りを行うことはなく、IMROから提供された画像を利用して、海洋・水産資源監視総局（Direktorat Jenderal Pengawasan Sumber Daya Kelautan dan Perikanan。以下、「PSDKP」という。）等の取締当局が監視活動を行うため、本プロジェクトでは、それら関係部局を巻き込むことがプロジェクトの上位目標達成の観点からも重要である。これら取締当局は、JCCの正式メンバーではないが、協力機関との位置づけであるところ、情報共有・連携を深めることとする。

(2) 上位目標の達成に向けた自立発展性

本プロジェクトは、プロジェクト目標の達成のため、インドネシアにおいて海洋水産省のIUU漁船監視のための多様な衛星を利用する能力が向上するとともに、上位目標の効率的・持続的なIUU漁船の監視が達成のため、プロジェクト終了後に達成できるようプロジェクト期間中から自立発展性の確保について工夫すること。

(3) C/Pのオーナーシップの確保

インドネシアでは、情報の共有、活用等における政府関係機関間の連携が十分ではない部分があるため、スマートタスキングシステムやデータインフラの開発においては、IMROの主体性を引き出しながら、情報の共有等の連携を促進していくようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(4) スマートタスキング

本プロジェクトにおいて、スマートタスキングとは、SAR画像、漁場情報、AIS等の情報を重ね合わせ、統計処理によりIUU漁業が発生することが予想される海域を特定する手法を想定している。なお、現行の監視エリアに関しては、ナトゥナ海、スラウェシ海、アラフラ海の3海域であり、これらの海域においてスマートタスキングにより、特に観測すべき範囲を特定することとする。

(5) オープンプラットフォーム

本プロジェクトにおいて、オープンプラットフォームとは、データサーバにおい

てアプリケーション間で横断的にデータや解析結果を利用できるよう構築されたものを想定している。IMROではすでに海洋予測システム（Sistem Prediksi Kelautan。以下、「SIDIK」という。）というデータシステムが整備・公開されている。このため、当該システムとの連携やOne Mapポリシー³やKKPのデータ取り扱い方針を考慮した設計が要求されることに留意のこと。

(6) クリアリングハウスにおけるデータ管理・統合及びユーザーインターフェース
One Mapポリシーに基づき、IMRO/KKPにおいてもデータ統合が進められている。IMRO及びKKPには、プロジェクトや開発されたアプリケーションで用いるデータ及び結果を横断的に活用することにより、新しい付加価値の創出、海洋研究及び開発を進めることについての要望がある。プロジェクト実施中に、様々なプロジェクトの成果（スマートタスキング、BlueCares⁴、PFG⁵等）やデータ等をデータインフラに統合することを目指す。

(7) ALOS-2データなど衛星データ転送システムの構築

ALOS-2データの転送にあたっては、LAPANとIMRO（ツナセンター）の間でネットワークを構築する。しかし不安定なネットワーク状況及びLAPAN側のサーバ負荷軽減のため、バッファサーバをLAPAN内に構築する。JAXAからのALOS-2データの直接転送にかかる衛星データ転送システムの構築については、JAXAと内容を協議する。

(8) 衛星によるIUU漁業の監視・取締活動

プロジェクトにおいては、取締当局が行っている監視・取締活動について留意する必要がある。

現在、IUU漁業の観測要求を行っている主たる機関はPSDKPでありPSDKPは、IMROに対して衛星画像の要求を行い、IMROで衛星画像からの船舶検出処理を行った結果を入手している。そして船舶検出結果とPSDKPが運用するVMSとの比較を行うことで違法操業の疑いのある船舶を検出している。

他の関連機関としては、海上保安庁（Badan Keamanan Laut。以下「BAKAMLA」という。）が想定されている。同機関は、衛星画像、漁場図、AIS等の情報（VMSの情報は有していない）を重ね合わせて利用し、監視活動を行うとともに、現在、機関内に情報センターを構築し、統合的に情報を利用することを進めている。

(9) 研修

本プロジェクトでは、漁業監視のためのSAR画像の取扱いを最適化するための研修及びデータインフラの開発と運用のための研修を実施する。前者に関しては、本プロジェクトで開発する衛星画像から各種情報を重ね合わせ分析等を行うことにより、スマートタスキングに資する職員を育成するため、後者に関しては、構築したデータインフラをオープンプラットフォームとして持続的に開発・運用していく

³ 省庁機関・地方政府間での地理情報の共有を実現する取り組み。BIGを中心にインドネシア国内の地理情報データの統合がすすめられている。

⁴ 沿岸生態系とブルーカーボンの実態を調べ、沿岸生態系の保全を地球温暖化対策につなげるための「ブルーカーボン戦略」の政策提言を目指すSATREPSプロジェクト。

⁵ 文部科学省【宇宙航空科学技術推進委託費】により、カツオ・マグロを主要な対象魚種とした好適漁場分布推定を高解像度・高精度に行う技術を開発し、その技術を日本近海及びインドネシア沿岸域において実証試験を行い、開発した技術の有用性を示すことで、高解像度衛星データの水産分野での利用促進につなげることを目的とした取組が行われている。

ための職員を育成するための研修を想定している。これら技術は基本的にはインドネシアにてOJTを通じて育成が図られるものではあるが、インドネシアにおいて実施不可能な内容について本邦で研修を行う。なお、本邦における研修内容が未定であることを踏まえ、経費については本見積とするが、以下の金額を定額として計上すること。

計上定額：200万円×2回＝400万円

想定（案）

【実施人数・日数・回数】CP6名×14日間×2回

また、研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に基づき実施する。

どちらも組織内で同技術が持続的に継続できるよう他の職員に教えることが可能な職員を選定、育成することが必要となる。

（10）他ドナーとの連携

現時点では他ドナーとの連携は想定されていないが、IUU漁業の監視を含む海洋状況把握（MDA）については、各国政府が取り組んでいるほか、民間企業からサービスが提供されているものもあり、情報収集を行うものとする。

（11）契約の分割

本業務については、契約期間は以下の2つに分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期：2020年3月上旬～2022年3月上旬
- ・ 第2期：2022年4月上旬～2023年3月下旬

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

6. 業務の内容

本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAとの協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

【第一年次契約期間：2020年3月上旬～2022年3月上旬】

（1）ワーク・プランの作成・協議

JICA提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法・業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（英文、和文）に取りまとめる。

同プランをもとに、インドネシア側関係者と協議、意見交換して修正版を作成し、JCCで合意を得る。

（2）スマートタスキングシステムの開発

スマートタスキングシステムの開発のため、以下の内容をC/Pと共に実施する。

スマートタスキングの手法（アルゴリズム等）については、他国においても活用することが可能となるよう、インドネシア側と協議を行う。

- 1) インドネシアの水域におけるVMS、IUU漁業の記録等開発に必要なデータを収集する。
- 2) スマートタスキングシステムのプロトタイプを作成し、スマートタスキングを試行する。
- 3) スマートタスキングの試行結果を検証し、システムのプロトタイプに反映させる。
- 4) スマートタスキングのための研修マニュアルを作成する。

なお、開発に必要なプログラミング作業のうち、インドネシア側に技術移転の必要がないものについては、再委託を認める。再委託にかかる見積価格及び算出根拠は別見積もりとする。

(3) データインフラの開発、運営

IUU漁業監視のための衛星画像等を格納するためのデータサーバを整備し、同サーバをオープンプラットフォーム化するため、以下の要件を踏まえ、C/Pと共に開発し、運営の指導を行う。

- 1) データシステム上に簡便にアプリケーションを構築することができるものとする。
- 2) オープンソース及びオープンアーキテクチャを利用し、インドネシア側によるシステムの改修、機能拡張、メンテナンス及び運用管理が可能なものとする。
- 3) データシステムで管理されているデータについて、PSDKP等のユーザーがアクセス可能とのものとする。
- 4) クリアリングハウスにおけるデータ管理・統合及びユーザーインターフェースを作成する。
- 5) KKPとLAPAN間の衛星データインターフェースを開発する。
- 6) ALOS-2データ等衛星データ転送システムを構築する。
- 7) オープンプラットフォームとして認知・活用を促進する。

なお、開発に必要なプログラミング作業のうち、インドネシア側に技術移転の必要がないものについては、再委託を認める。再委託にかかる見積価格及び算出根拠は別見積もりとする。

(4) 研修教材の作成及び研修の実施

漁業監視のためSAR画像の取扱いを最適化するための研修及びデータインフラの開発と運用のための研修教材を作成し、研修を実施する。

前者の研修においては、受講後に試験を実施し、受講者の習得レベルの確認、証明を行うこととする。

(5) マニュアルの作成

インドネシア側が持続的にスマートタスキングシステム及びオープンプラットフォームの開発、運営業務を行うために必要なマニュアルを作成する。

(6) 機材の調達

コンサルタントは、業務の実施に必要な以下の機材を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。

1) 供与機材

- ①データサーバ 3台
- ②データストレージ 1台
- ③データバッファサーバ 1台
- ④①～③の設置に必要な関連設備

コンサルタントは、現地の状況を踏まえ、上記機材の適切な仕様を作成し、JICAの承認を得た上で、必要な手続きを行い、調達を行う。

発注先業者は、輸出入管理にかかる時間や書類整備等の観点からインドネシア国内企業から選定する。

なお、プロジェクト期間中のオンサイト保証を調達条件に含めることとする。納入場所は、バリ島に所在するツナセンターとなる。

【第二年次契約期間：2022年4月初旬～2023年3月下旬】

(1) ワーク・プランの作成・協議

業務計画書（第2年次）に基づき、第2年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2年次案）を作成し、同プランをもとに、インドネシア側関係者と協議、意見交換して修正版を作成し、JCCで合意を得る。

(2) スマートタスキングシステムの開発（継続）

スマートタスキングの開発のため、以下の内容をC/Pと共に実施する。

- 1) インドネシアの水域におけるVMS、IUU漁業の記録等開発に必要なデータを収集する。
- 2) スマートタスキングを試行、検証し、試行結果をシステムのプロトタイプに反映させる。

なお、開発に必要なプログラミング作業のうち、インドネシア側に技術移転の必要がないものについては、再委託を認める。再委託にかかる見積価格及び算出根拠は別見積もりとする。

(3) データインフラの開発、運営（継続）

整備したデータサーバをオープンプラットフォーム化するため、C/Pと共に同サーバを開発し、運営の指導を行う。また、オープンプラットフォームとして認知・活用を促進する。

なお、開発に必要なプログラミング作業のうち、インドネシア側に技術移転の必要がないものについては、再委託を認める。再委託にかかる見積価格及び算出根拠は別見積もりとする。

(4) 研修教材の作成及び研修の実施（継続）

作成した研修教材について、必要に応じて改定を行う。

(5) マニュアルの作成（継続）

インドネシア側が持続的にスマートタスキング及びオープンプラットフォームを開発、運営業務を行うために必要なマニュアルを作成する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約3ヵ月後	和文：3部 英文：5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	和文：3部 英文：3部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1期）	2022年2月3日	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約1ヵ月	和文：3部 英文：5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	和文：3部 英文：3部
	プロジェクト業務完了報告書（第2期）	2023年3月7日 なお、ドラフトを3ヵ月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：5部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 研修用教材
- イ スマートタスキングの開発・運用にかかるマニュアル
- ウ データインフラの開発・運用にかかるマニュアル

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2020年3月上旬～2022年3月上旬

(2) 第2期：2022年4月上旬～2023年3月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約21 M/M

（全体） 約27 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 業務主任者／衛星データインフラ（3号）

イ 衛星データ分析（3号）

3. 対象国の便宜供与

バリ島のツナセンター内にC/P配置と事務所スペースが提供される。その他、プロジェクトの実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 参考資料

【閲覧資料】

・インドネシア国「違法・無報告・無規制(IUU)漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

5. 現地再委託又は国内再委託

現地再委託又は国内再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(1) スマートタスキングシステム及びオープンプラットフォーム開発に必要なプログラミング作業のうち、インドネシア側に技術移転の必要がないもの。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現

地業務期間中は安全管理に十分留意する。治安状況については、JICAインドネシア事務所と在インドネシア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、それら事務所・オフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等についてそれら事務所・オフィスと緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 資料閲覧

別添「資料閲覧」を参照願います。

(了)

資料閲覧

競争参加資格証明書を提出した者は発注者からの参加資格有の確認通知を受領後、資料の閲覧が可能。詳細は以下のとおり。

(1) 閲覧方法

①閲覧資料No	資料名
1	インドネシア国「違法・無報告・無規制(IUU)漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

②閲覧方法

発注者が用意したPC及び印刷物にて閲覧する。

③閲覧場所

発注者本部内会議室1室にて閲覧する。複数閲覧者(社)がある場合は1室を共有する。

④閲覧期間

2020年1月14日(火)～2020年1月15日(水)

⑤閲覧時間

10:00～12:00、13:30～17:00

閲覧時間は1者、2時間を上限とする。

⑥機密保持誓約書等の提出

閲覧の際に発注者からの「競争参加資格有の確認通知書(写)」及び「機密保持誓約書」(代表者印捺印済み原本)を提出すること。「機密保持誓約書」は、発注者ウェブサイトからダウンロードして入手すること。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.htm
|

⑦禁止事項

閲覧資料は、複写、撮影、会議室外への持ち出し、データ送信、その他発注者が認めない使用方法は不可。

(2) 閲覧予約・予約のキャンセル

①予約方法

予約希望日の前営業日16:00までに、閲覧予約申込用メールアドレス(isti2@jica.go.jp)宛てにメール送信する。電話申込は不可。

②閲覧予約申込メール記載要領
(次ページ)

件名：「インドネシア国違法、無報告、無規制（IUU）漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト」資料閲覧（貴社名）

本文：メール本文は不要。

添付：「資料閲覧申込書」を添付すること。なお、「資料閲覧申込書.docx」の電子データを希望する者（社）は、閲覧予約申込用メールアドレス

（rdga1@jica.go.jp）宛てにメールにて申請すること。

③予約の確定

発注者からの返信メールをもって、予約を確定する。予約状況により予約申込を受け付けできない場合、その旨発注者から申込者（社）へ返信メールを送信する。

④資料閲覧申込者（社）の都合による、確定済み予約のキャンセルまたは変更
予約日の前営業日16:00までに、閲覧予約申込用メールアドレス

（rdga1@jica.go.jp）にて受け付ける。

（3）発注者の都合による、確定済み予約のキャンセルまたは変更

確定済み予約を発注者がキャンセル、変更する場合、申込者（社）へ、予約日の前営業日16:00までにメールを送信する。

資料閲覧申込書

20 年 月 日

会社名

閲覧代表者名 (他 名)

閲覧希望日時 年 月 日 時 分～ 時 分

【閲覧資料一覧】

項番	資料名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	